

令和8年9月10日

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）会員

5年前、私の一人娘は高校3年の夏休みの終わりに、20代後半の犯人夫婦に誘拐され、監禁され、山奥で殺害されました。首を絞められ、何度も刃物で刺されたあまりにも残虐な犯行でした。事件の前日までは、当たり前普通の幸せな家族でした。愛する娘の成長だけを願っていました。突然襲ってきたあまりの不幸に生きる希望を無くし、絶望し、家に引きこもりました。しかし、私たちの絶望を無視するように、マスコミは娘の実名や写真を競って報道し、毎日家を取り囲み、望遠レンズで自宅を見張り、私たちは更に追い込まれました。私たちは人前にさらされる恐怖に家から出ることも出来ず、社会から逃げ、順風満帆だった会社でのキャリアも放棄せざるを得ませんでした。

そのような状況の中で、公判に向けての準備は淡々と進んでいきました。

刑事裁判に対する知識はテレビドラマで見るぐらいしか無かった私たちにとって、現実とは思っていたものとは全く違いました。

刑事裁判に参加して最も感じたのは、被害者遺族があまりに無力だということです。検察は私たちの恨みを最大限晴らしてくれるものと思っていたのですが、現実は違いました。もちろん、検察官は、一生懸命やってくれたと思います。しかし、公判が始まる前に検事から言われた「必ずしも被害者遺族の希望通りにはなりません」という一言は私の胸に深く突き刺さりました。その時初めて、検察は、被害者の立場で公判に臨むのではなく、国家の立場で淡々と公判に臨むのだと知りました。そして私たち被害者遺族はあくまで被害者参加人という形で法廷に出席するだけで、申し訳程度に意見陳述と質問をしましたが、法廷での裁判は、裁判所、検察官、弁護人が脚本構成したテレビ番組が進行するように感じられました。

裁判のほとんどが、加害者の刑を軽くするために行われているようでした。殺人を犯した加害者の弁護人は、100%加害者の味方で公判に出廷し、公判前整理手続きの結果を踏まえて十分な準備を行い、全力で刑を軽くしようとする姿勢が見えました。それは検察の姿勢とはまったく違うように感じられました。裁判はあっという間に、弁護側の筋書きのままに進んでいきました。無責任にも、加害者の更生に尽力すると証言した人たちが、あれ以来何をしてきたのか、私には知る由もありません。公判が始まってから、公判前整理手続きの重要性を感じました。当時は、いつ始まるか分からない公判を、ずっと耐えて待ち続けました。しかし、ふたを開けてみれば、公判が始まる前の公判前整理手続きで大方筋書きは決していたのです。現状ではその整理手続きは、裁判官と被告弁護人と検察だけの密室で行われており、私たちの被害者側の意思は全く反映されません。

これが公平な裁判と言えるのでしょうか。私には到底「公平」とは思えません。

判決は妻が懲役18年、主犯の夫が23年でした。犯罪者はたった20年程度で罪を償ったことになるのです。しかし、被害者の娘も私たち家族も永遠に何もなかった事にはなりません。娘は生き返ることはありません。片方は死んで二度と帰ってこないのに、犯罪者はたった20年で帰ってこられるのです。これから先、私たち夫婦は、生涯にわたって何十年も辛く悲しいだけの人生を送り続けなければなりません。

この判決には、到底納得がいておりません。おそらく同じような被害にあった被害者遺族は同じ思いであることに違いありません。1番は、裁判員裁判で、判決に至った議論の中身を知ることができないことです。裁判員は、私と同じ立場の法律の素人のはずです。法廷で、私たちの思いを直接に聞いた裁判員は、自分の身に置き換えて、本当に先ほどの刑が適切だと言ったのか、どのような意見が出て、どのような議論がなされたのか、裁判官が、過去の判例でこういうものだと言き伏せたのではないかと、密室での議論の過程は、今の時代の流れに逆行するかのよう、全くのブラックボックスです。

私たち被害者は、裁判の序盤から排除されたようなものでした。私は、娘の事件についての裁判を、初めから終わりまで、どのように争点が絞られたのか、そこで加害者の弁護人がどのような主張をしたのか、フィルターのない、自分のこの目で見届けたかった。

警察は、時間をかけ、手をつくして、いろんなことを聞いて、いろんな証拠を集めてくれました。裁判所に提出される証拠が絞られる過程で、公判前整理手続きの議論を聞いていれば、それなら、こういう証拠を警察に提出しています、ということが言えたように思います。被害者遺族だから気づくことができる視点は必ずあります。被害者は、法律の素人ですが、出席していれば思うこと、感じたことを伝えることはできます。また、検事が被害者の心情に一定程度配慮をしてくれるといっても、親身になって長時間を過ごすわけではありません。被害者や遺族の気持ちを、100%汲み取ることはできないと思います。

あわせて、被害者側の弁護士には必ず同席してもらいたいと思います。今回も勇気を出してお話ししていますが、当時のことを考えると、絶望に追いやられ、虫の息の状態で辛うじて生きている被害者遺族に力は残っていないのです。私の場合は、今日こちらにおられる米田弁護士が参加弁護士として戦ってくれました。一緒の方向を見て全面的に被害者の立場で戦ってくれる司法の専門家の力が必要です。

こうしたことは、結果として判決の内容に対しても、納得感につながると思います。今は、みえないところが多すぎると思います。

もしかしたら、それがつらいという人もいるかもしれません。負担を感じる人に出るべきだとは思いません。しかし、この目で見届けたいという思いが、なぜダメなのか、確かめたいという被害者の思いを聞き届けていただきたいと思います。

今回、この刑事裁判において最も重要な部分の見直しについて議論がされると聞き、今後と同様な事件の被害者の権利がすこしでも守られるなら、と思い、辛い記憶を思い起こしてお話しすることにした次第です。

そのような事が実現できれば、公判に対する違和感が多少なりとも軽減されると思うのです。今日この場にご出席されていらっしゃる委員の皆様も、私たちのような不幸が訪れる事が無いとは限りません。不幸は突然襲ってきます。そんな事も想像して考えて頂ければ幸いです。

最後に、今回、ストーカー犯罪などへの被害者参加の対象事件の拡大も議論されると聞きました。被害者参加をすることができた身としては、不満はたくさんありますが、それでも被害者参加ができて良かったと思います。被害者参加すらなければ、より悲惨でした。他の辛く苦しい事件にも、可能な限り、被害者参加ができるようになるよう願ってやみません。